

# 地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況（平成30年度）

## I 目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し取りまとめた結果を情報提供することによって今後の施策の展開に資する。

## II 調査対象

47都道府県、20政令指定都市及び1,740市区町村（平成30年4月1日現在）

（注1）・政令指定都市を除く市区町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

## III 調査基準日

調査時点は原則として平成30年4月1日現在であるが、調査項目の中には、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

## IV その他

本調査の管理職及び採用者に関する調査対象範囲は、教職員以外で各地方公共団体の定員となっている職員。国家公務員の身分で地方公共団体に出向している職員などを含まない。

## V 調査結果

### 1 男女共同参画に関する計画の整備

平成30年4月現在、全都道府県・政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定（同29年4月現在、全都道府県・政令指定都市）。

平成30年4月現在、市区町村において、計画を策定しているのは1,335市区町村で、総数に占める割合は76.7%（うち市区は791で97.2%、町村は543で58.6%）（同29年4月現在、1,310市区町村で75.2%（うち市区は785で96.4%、町村は525で56.6%））。計画の策定を検討しているのは120市区町村で、総数に占める割合は6.9%（同29年4月現在、120市区町村で6.9%）。

### 2 男女共同参画に関する条例

平成30年4月現在、千葉県を除く46都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画に関する条例を制定（同29年4月現在、46都道府県・全政令指定都市）。

平成30年4月現在、市区町村において、条例を制定しているのは645市区町村で、総数に占める割合は37.1%（うち市区は486で59.7%、町村は160で17.3%）（同29年4月現在、635市区町村で36.5%（うち市区は479で58.8%、町村は156で16.8%））。条例の制定を検討しているのは173市区町村で、総数に占める割合は9.9%（同29年4月現在、166市区町村で9.5%）。

### 3 審議会等委員への女性の登用

平成30年4月現在、法律又は政令により地方公共団体に設置されている審議会等委員に占める女性割合について、都道府県の審議会等は32.6%（同29年4月現在31.9%）、市区町村の審議会等は26.5%（同29年4月現在26.2%）。

なお、平成30年4月現在、都道府県防災会議に占める女性の割合は15.7%（同29年4月現在14.9%）、市区町村の防災会議に占める女性の割合は8.4%（同29年4月現在8.1%）で、女性委員のいない都道府県防災会議は0（同29年4月現在0）。

※ 調査時点は原則として4月1日現在であるが都道府県の事情によって異なる。

### 4 女性公務員の採用及び登用状況

平成29年度、都道府県における地方公務員採用試験からの採用者の総数に占める女性の割合は35.1%（同29年度35.3%）。そのうち大学卒業程度に占める女性の割合は31.7%（同29年度30.6%）。

平成30年4月現在、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は8.0%（同29年4月現在7.2%）、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は6.2%（同29年4月現在5.5%）、本庁課長相当職は8.6%（同29年4月現在7.7%）である。また、本庁課長補佐相当職は15.4%（同29年4月現在15.2%）、本庁係長相当職は18.7%（同29年4月現在18.5%）。

また、今年初めて本庁課長相当職に昇任した者に占める女性の割合は10.4%（同29年4月現在8.9%）、本庁課長補佐相当職は20.5%（同29年4月現在18.5%）、本庁係長相当職は21.5%（同29年4月現在21.7%）。

政令指定都市の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は10.8%（同29年4月現在9.9%）、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は7.1%（同29年4月現在7.0%）、本庁課長相当職は12.3%（同29年4月現在11.1%）である。また、本庁課長補佐相当職は16.5%（同29年4月現在15.6%）、本庁係長相当職は20.7%（同29年4月現在19.2%）。

平成 30 年 4 月現在、市区町村の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は 14.7% (同 29 年 4 月現在 14.7%)、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は 8.8% (同 29 年 4 月現在 8.0%)、本庁課長相当職は 16.7% (同 29 年 4 月現在 16.9%) である。また、本庁課長補佐相当職は 28.5% (同 29 年 4 月現在 28.1%)、本庁係長相当職は 34.0% (同 29 年 4 月現在 33.5%)。a

## 5 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

平成 29 年度は、34 道府県・14 政令指定都市において、職員を対象に男女共同参画や女性問題を主題とした講演会・研修会を実施 (同 28 年度、35 道府県・15 政令指定都市)。

35 道府県・15 政令指定都市において、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画や女性問題の講義等を導入 (同 28 年度、36 都道府県・15 政令指定都市)。

## 6 男女共同参画・女性のための総合的な施設

平成 30 年 4 月現在、45 都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画・女性のための総合的な施設を設置し、広報啓発、相談事業、交流促進事業、調査研究等を実施 (同 29 年 4 月現在、45 都道府県・全政令指定都市)。

299 市区町村において、男女共同参画・女性のための施設を整備 (同 29 年 4 月現在、297 市区町村)。

## 7 平成 29 年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県・政令指定都市の男女共同参画・女性に関する平成 30 年度予算は総額で約 111 億円 (対前年度比 3.3%増)。

## 8 民間団体 (女性団体等) とのネットワーク活動

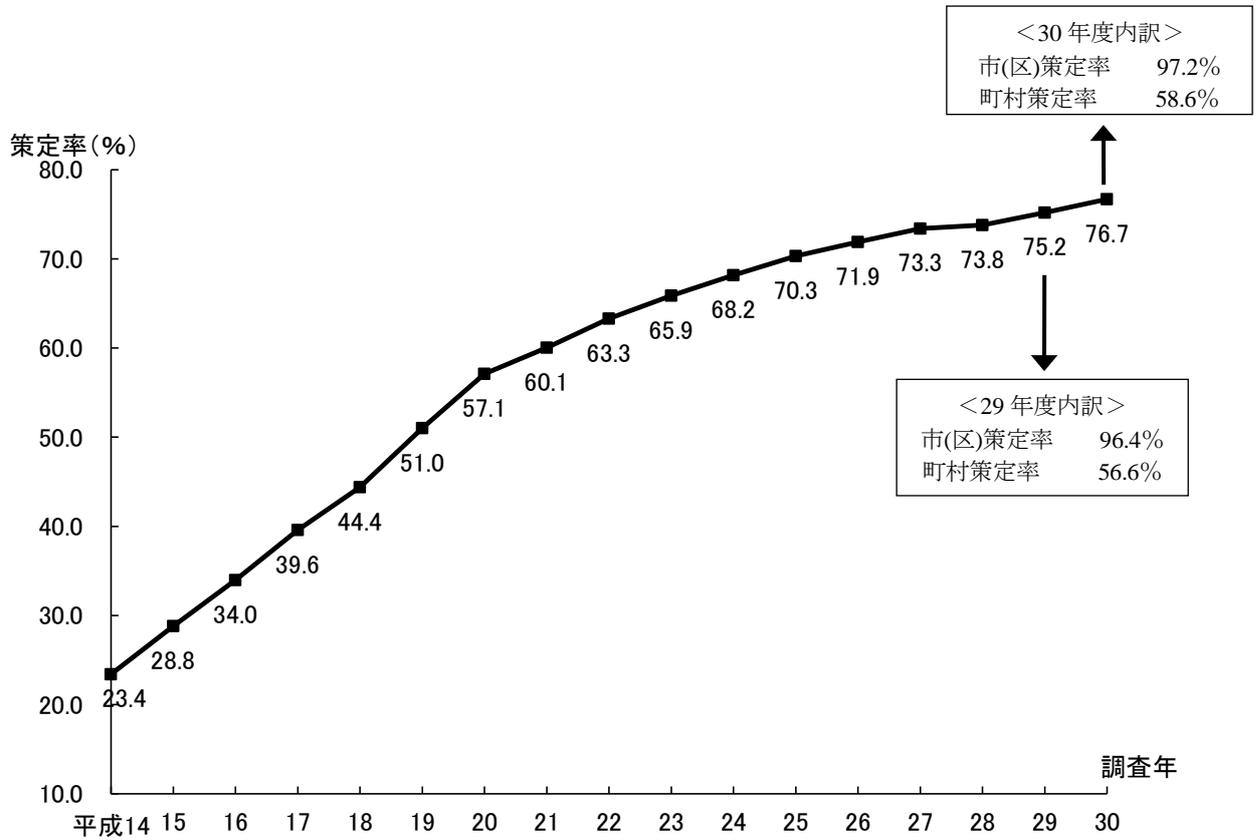
平成 29 年度は、37 道府県・12 政令指定都市において、民間団体のネットワークを組織。定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて民間団体間の情報交換や交流活動を実施 (同 28 年度、37 道府県・11 政令指定都市)。

## 9 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

平成 27 年度に 7 自治体で宣言を実施し、平成 30 年 4 月現在、221 市区町村が男女共同参画宣言都市として男女共同参画社会の実現に取り組むことを宣言 (同 29 年 4 月現在、192 市区町村)。

# 地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況

## 市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移



(備考) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。